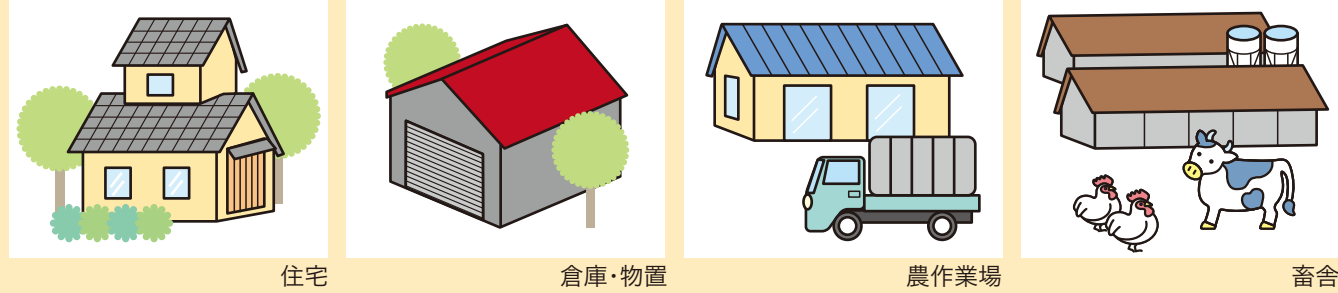


建物共済は魅力がいっぱい!

忘れていませんか?大事な財産

住宅は勿論のこと倉庫・農作業場・畜舎等も大事な財産、NOSAIの建物共済は新築価額まで補償します!



住宅

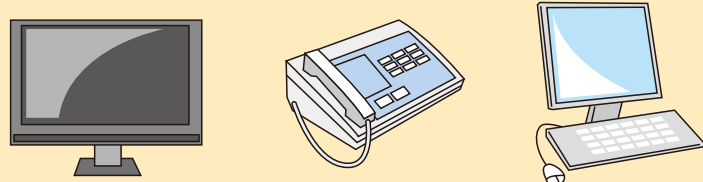
倉庫・物置

農作業場

畜舎

落雷事故多発!! 備えは万全ですか?

落雷による電気製品等の被害に備えて、建物だけでなく**家具類**への加入をおすすめします。



テレビ・電話・冷蔵庫・パソコンなど…家具類

ご存知ですか? 建物の価額までならいくつもの共済・保険に加入していても、それぞれからしっかり支払われます。

「いくつもの共済・保険に入っているけど、ひとつからしか支払われない」と誤解されている方もいるのでは。そんなことはありません。加入している建物の価額まで、それぞれの共済・保険が分担して支払うことになっているのです。しかし、契約金額の合計が建物価額を超えているときは、超えている金額分について、それぞれの契約金額に応じて減額して支払われます。

万が一事故が発生したら

- もし、事故が発生したとき、また、加入内容に変更が生じたときは、早急に最寄りのNOSAIにご連絡ください。
- 修理済みで損害評価ができない場合は、支払対象外となります。
- 老朽化による損害は、支払対象外となります。

ご加入できる方は

農作物・果樹・野菜等栽培、養畜・養鶏・養蚕等の農業に従事している方で建物を所有又は、管理している方。

加入できるものは

建物1棟ごとにお申し込みください。建物とその附属設備(電気、ガス、水道、冷暖房設備など)、建物内に収容されている家具類です。なお、門、垣、塀については建物に含まれませんので、別途ご契約時にお申し出ください。

引受対象としないもの

空家、建設中の建物、遊興施設、共同アンテナ、敷地外アンテナ、現金、営業用什器備品、商品等は引受対象となりません。

補償期間は

掛金をいただいた日の午後4時から1年間です。前年に引き続き加入される方は、前年契約の終了日から引き続き1年間です。

新築価額まで補償

NOSAIの建物共済はお申し出ただけで新築価額まで補償します。

補償重視の小さな掛金

総合共済は1日59円、火災共済は1日20円で1,000万円(普通一般)を補償します。(地震保険料控除:総合共済に加入すると地震部分の掛金が所得控除の対象)

火災共済

●建物共済掛金表(年額)●

	適用物件	共済金額	基本型			臨時費用担保特約型(給付30%)			費用共済金不担保特約型		
			一般	耐火B	耐火A	一般	耐火B	耐火A	一般	耐火B	耐火A
普通物件	住宅・アパート・農作業場・物置・土蔵・畜舎など	500 ^円	4,350 ^円	2,500 ^円	1,250 ^円	5,150 ^円	2,950 ^円	1,450 ^円	3,650 ^円	2,100 ^円	1,050 ^円
		1,000	8,700	5,000	2,500	10,300	5,900	2,900	7,300	4,200	2,100
		2,000	17,400	10,000	5,000	20,600	11,800	5,800	14,600	8,400	4,200
		3,000	26,100	15,000	7,500	30,900	17,700	8,700	21,900	12,600	6,300
		4,000	34,800	20,000	10,000	41,200	23,600	11,600	29,200	16,800	8,400
		5,000	43,500	25,000	12,500	51,500	29,500	14,500	36,500	21,000	10,500
6,000	52,200	30,000	15,000	61,800	35,400	17,400	43,800	25,200	12,600		
特殊物件一般	店舗飲食店等・事務所集会場・併用住宅・寺院・民宿	500 ^円	7,350 ^円	3,300 ^円	1,250 ^円	8,700 ^円	3,800 ^円	1,450 ^円	6,200 ^円	2,800 ^円	1,050 ^円
		1,000	14,700	6,600	2,500	17,400	7,600	2,900	12,400	5,600	2,100
		2,000	29,400	13,200	5,000	34,800	15,200	5,800	24,800	11,200	4,200
		3,000	44,100	19,800	7,500	52,200	22,800	8,700	37,200	16,800	6,300
		4,000	58,800	26,400	10,000	69,600	30,400	11,600	49,600	22,400	8,400
		5,000	73,500	33,000	12,500	87,000	38,000	14,500	62,000	28,000	10,500
6,000	88,200	39,600	15,000	104,400	45,600	17,400	74,400	33,600	12,600		

総合共済

	適用物件	共済金額	基本型			臨時費用担保特約型(給付30%)			費用共済金不担保特約型		
			一般	耐火B	耐火A	一般	耐火B	耐火A	一般	耐火B	耐火A
普通物件	住宅・アパート・農作業場・物置・土蔵・畜舎など	500 ^円	11,650 ^円	10,100 ^円	9,100 ^円	13,000 ^円	11,200 ^円	10,000 ^円	10,800 ^円	9,500	8,600 ^円
		1,000	23,300	20,200	18,200	26,000	22,400	20,000	21,600	19,000	17,200
		2,000	46,600	40,400	36,400	52,000	44,800	40,000	43,200	38,000	34,400
		3,000	69,900	60,600	54,600	78,000	67,200	60,000	64,800	57,000	51,600
特殊物件一般	店舗飲食店等・事務所集会場・併用住宅・寺院・民宿	500 ^円	14,100 ^円	10,750 ^円	9,100 ^円	15,900 ^円	11,950 ^円	10,000 ^円	12,900 ^円	10,000 ^円	8,600 ^円
		1,000	28,200	21,500	18,200	31,800	23,900	20,000	25,800	20,000	17,200
		2,000	56,400	43,000	36,400	63,600	47,800	40,000	51,600	40,000	34,400
		3,000	84,600	64,500	54,600	95,400	71,700	60,000	77,400	60,000	51,600
4,000	112,800	86,000	72,800	127,200	95,600	80,000	103,200	80,000	68,800		

※建物の掛金は、共済の種類(火災共済・総合共済)や建物の用途・構造によって異なりますので、上記の掛金表をご覧ください。
※家具類の掛金は、同時に加入される建物の共済掛金と同じです。

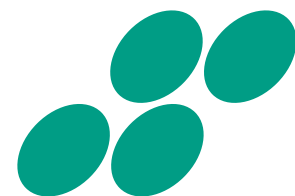
小損害実損填補特約掛金 1棟あたりの加算額

火災共済 1,020円

※構造種類・加入共済金額(1,000万円以上)共通

総合共済 1,800円

○お問い合わせはお近くのNOSAI事務所まで。また、万が一、事故発生時はすぐに被害申告をお願いします。



中央支所 ☎0553(22)5056 〒405-0005 山梨市小原東1333-1

南アルプス支所 ☎055(282)0443 〒400-0306 南アルプス市小笠原1339-1

北部支所 ☎0551(23)1111 〒407-0001 韮崎市藤井町駒井3206-1

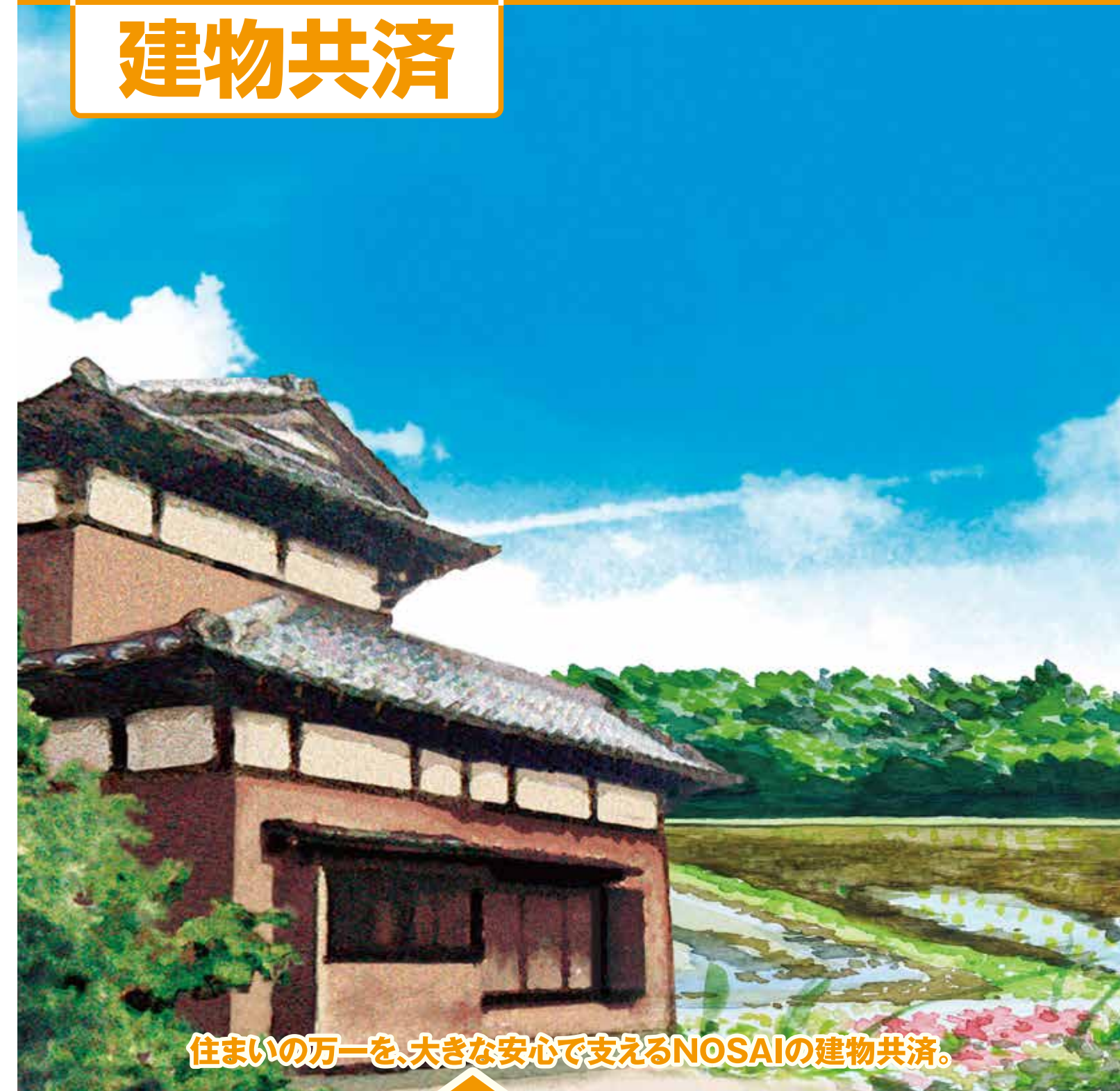
富士支所 ☎0554(45)6611 〒402-0056 都留市つる5丁目2-21

NOSAI 山梨

山梨県農業共済組合 本所 ☎055(228)4711

NOSAI 建物共済

自然災害や火災から大切な財産を守ります!



住まいの万が一を、大きな安心で支えるNOSAIの建物共済。

建物共済

住まいる



重要 加入申込書の内容をもう一度よく確認のうえ、ご加入ください。

火災共済 加入限度額 6,000万円

火災 (出火・もらい火による火災) 	落雷 (テレビ・電話などは、家具類への加入が必要です) 	破裂・爆発
盗難によるき損または汚損 (ただし盗難品は対象になりません) 	給排水設備に生じた事故による水ぬれ 消火に伴う水ぬれ、または、他人の住居からの水ぬれなど(ただし自然災害による損害を除きます)。 	外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊 建物内部での車両の衝突又は接触 車両の飛び込みなど(加害者が確定されている場合及び自然災害による損害を除きます)。

火災を重視 火災共済

自然災害を除く火災等の災害を重視した皆様に小さな掛金で大きな補償をお届けするのが火災共済です。

1,000万円ご加入のとき全損の場合

費用共済金不担保特約型 **1,000万円**

基本型 **+200万円**
残存物取片付費用100万円 特別費用100万円

掛金は1年間でらくらくら!
 (普通一般で1,000万円ご加入の場合)

基本型 **8,700円**
 又は
 費用共済金不担保特約型 **7,300円**

特約の種類

基本型	残存物取片付費用 損害を受けたとき、残存物のとりかたづけに必要な費用をお支払いします。ただし、実費または、損害共済金の額の10%が限度です。 地震火災費用 地震・噴火による火災で半壊以上の損害を受けたとき、共済金額の5%をお支払いします(火災共済のみ)。 特別費用 全損(損害割合80%以上)となったとき、特別に要する費用(仮住まい費用)として、共済金額の10%をお支払いします。ただし、1棟につき200万円が限度です。 損害防止費用 損害を受けたとき損害の防止・軽減のために支出した費用をお支払いします。 損害防止軽減の費用× $\frac{\text{共済金額}}{\text{建物価額} \times 0.8}$ 失火見舞費用 加入者が火元となり、隣家が類焼等を被ったとき、一世帯あたり50万円を支払います。ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。 水道管凍結修理費用 水ぬれを生じていない水道管の凍結損害に対し、修理費用をお支払いします。ただし、1回の事故につき10万円が限度です。
------------	---

費用共済金不担保特約型
 損害共済金のみお支払いする特約です。費用共済金の支払いが無い代わりに、その分掛金が安くなります。

臨時費用担保特約型

基本型(残存物取片付費用・特別費用・損害防止費用・失火見舞費用・地震火災費用)に臨時費用を加えた特約です。 臨時費用 損害を受けたとき生じる臨時の費用(住居移転費用等)として、損害共済金に選択割合を乗じた額をお支払いします。ただし、限度額250万円となります。	死亡・後遺障害費用 事故により死亡、又は重度の後遺障害となった場合、共済金額の30%をお支払いします。ただし、限度額200万円となります。
---	---

小損害実損填補特約
 地震を除く事故で、損害額が30万円以下のとき、実損害額を共済金として支払う特約です。建物ごとに共済金額が1,000万円以上の場合に付けることができます。

共済金のお支払方法

●損害共済金のご加入の割合で決定します

新価(今、建てたときの建築価額)でご加入の住宅の場合
 例：新価(4,000万円)の住宅を①火災共済(2,000万円)、②総合共済(500万円)で、ご加入の物件に下記の被害が発生したときは、それぞれの計算方法によって支払われます。
 (注)再取得価額は、現在所有若しくは管理しているその共済目的と同じものを再建築するために必要な額です。

●火災のとき

【例1】 加入物件の台所付近にて火災が発生し、100万円の損害事故のとき

$\text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{損害共済金}$	$\text{損害額} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{損害共済金}$
①火災共済加入(2,000万円)の支払例 $100 \text{万円} \times \frac{2,000 \text{万円}}{4,000 \text{万円} \times 0.8} = 625,000 \text{円}$	②総合共済加入(500万円)の支払例 $100 \text{万円} \times \frac{500 \text{万円}}{4,000 \text{万円} \times 0.8} = 156,250 \text{円}$

損害共済金 → 合計781,250円

●自然災害のとき(総合共済支払対象)

【例2】 加入物件の屋根が、台風により200万円の損害事故のとき

$(\text{損害額} - \text{免責1万円}) \times \frac{\text{加入金額}}{\text{再取得価額}} = \text{損害共済金}$	$\text{加入金額} \times \text{損害割合} \times 0.5 = \text{損害共済金}$
②総合共済加入(500万円)の支払例 $200 \text{万円} - 1 \text{万円} \times \frac{500 \text{万円}}{4,000 \text{万円}} = 248,750 \text{円}$	③総合共済加入(500万円)の支払例 $500 \text{万円} \times 5\% \times 0.5 = 125,000 \text{円}$

【例3】 加入物件の屋根が、地震により200万円の損害事故のとき(損害割合5%の場合)

$\text{加入金額} \times \text{損害割合} \times 0.5 = \text{損害共済金}$	$\text{加入金額} \times \text{損害割合} \times 0.5 = \text{損害共済金}$
②総合共済加入(500万円)の支払例 $500 \text{万円} \times 5\% \times 0.5 = 125,000 \text{円}$	

小損害実損填補特約支払例

総合共済に加入している建物(建物価額 2,000万円、加入金額 1,000万円)が、積雪により屋根に25万円の被害があった場合

特約なし	$\text{損害額} - \text{免責} \times \frac{\text{加入金額}}{\text{建物価額}} = \text{損害共済金}$ (25万円 - 1万円) × $\frac{1,000 \text{万円}}{2,000 \text{万円}}$ = (12万円)	特約あり	損害額 = (25万円)
------	---	------	---------------------

(注1) 小損害実損填補特約を申し込む場合は、掛金に加算額が追加されます。
 (注2) 自然災害による損害が1万円以下の場合や地震・噴火による損害の場合は、この特約による損害共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

建物・家具類の加入の目安

建物	住宅	50万円/坪 (19万円/m ²)	×	延面積	坪 (m ²)	=	建物の目安額	万円
	物置	20万円/坪 (6万円/m ²)	×	延面積	坪 (m ²)	=	建物の目安額	万円

家具類 (単位:万円)

上:世帯人数 下:うち18歳以上人数 (学生を除く)	単身	2人			3人			4人			5人以上				
		1人	2人	3人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	2人以下	3人	4人	5人	
住宅延面積	—	1人	2人	3人	1人	2人	3人	1人	2人	3人	4人	2人以下	3人	4人	5人
66㎡未満 (20坪未満)	860	930	1,030	960	1,060	1,310	1,070	1,100	1,460	1,590	1,170	1,500	1,700	1,870	
66㎡以上132㎡未満 (20坪以上40坪未満)	920	990	1,230	1,080	1,250	1,490	1,130	1,270	1,600	1,830	1,360	1,740	1,940	2,080	
132㎡以上231㎡未満 (40坪以上70坪未満)	1,120	1,190	1,340	1,260	1,410	1,730	1,330	1,480	1,840	2,020	1,550	1,940	2,160	2,370	
231㎡以上 (70坪以上)	1,340	1,410	1,590	1,470	1,660	1,940	1,540	1,730	2,040	2,220	1,790	2,150	2,330	2,560	

※18歳以上(学生を除く)の人数が5人を超える場合は、1人につき220万円が加算されます。

建物の目安額(おすすすめ額)	+	家具類の目安額(おすすすめ額)	=	加入の目安額(おすすすめ額)
万円		万円		万円

火災共済と総合共済へ同時に加入する場合は、**1億円が限度**です。

総合共済 加入限度額 4,000万円

火災 (出火・もらい火による火災) 	落雷 (テレビ・電話などは、家具類への加入が必要です) 	破裂・爆発 	地震・噴火 (加入共済金額の50%が支払限度) 損害割合が建物5%以上、家具類は70%以上のとき
盗難によるき損または汚損 (ただし盗難品は対象になりません) 	給排水設備に生じた事故による水ぬれ 消火に伴う水ぬれ、または、他人の住居からの水ぬれなど。 	外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触又は倒壊 建物内部での車両の衝突又は接触 車両の飛び込みなど(加害者が確定されている場合は除きます)。 	
風害 	水害 	雪害 	

※風害・水害・雪害が原因となった事故で、かつ、その損害額が共済価額の80%未満の場合、共済価額の5%に相当する金額(又は1万円)を実際の損害の額から差し引いた額が損害額として算出されます。

自然災害にも安心 総合共済

火災はもちろん自然災害に対応したワイドな補償。地震・噴火の場合加入共済金額の50%お支払いする補償範囲が広い総合共済。



掛金は1年間でらくらくら!
 (普通一般で1,000万円ご加入の場合)

基本型 **23,300円**
 又は
 費用共済金不担保特約型 **21,600円**

1,000万円ご加入のとき全損の場合

- 火災等 **1,000万円**
- 自然災害(地震・噴火を除く) **1,000万円**
- 地震・噴火 **500万円**

地震・噴火災害による一部損害について

地震・噴火災害の対象となる損害の程度は、NOSAI 職員が損害の状況を調査して…

- 建物は「建物全体の5%以上」
- 家具類は「家具類全ての70%以上」の損害が発生したとき となります。